



## 戦没者等のご遺族の皆様へ

第十一回特別弔慰金の請求を受け付けています。令和5年3月31日までにご請求ください。

### ■ 支給対象となる方

令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者の妻や父母等）がいない場合に、以下の順番で順位が先になるご遺族お一人に支給されます。

#### 支給対象者は、戦没者等の死亡当時のご遺族で

- ① 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- ② 戦没者等の子
- ③ 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

- ④ 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

※すでに、同順位者が、請求している場合は、請求できませんのであらかじめご了承下さい。

### ■ 支給内容

国債名称 第十一回特別弔慰金国庫債券 い号 額面 25万円（5年償還）

● 請求・問合せ 福祉事務所福祉係 ☎75-4961



## 企業理念・CSR・SDGs 達成へ地域貢献しませんか 企業版ふるさと納税で寄付すると税額控除されます

企業が「企業版ふるさと納税制度」を活用して自治体に寄附すると、税の優遇が受けられ、最大約9割の軽減効果が見込めることとなりました。本社所在地以外の市町村に10万円以上の寄附を行うと税優遇が受けられます。寄附を通じて社会貢献に取り組む企業としてPR効果が期待できるほか、行政との間で新たなパートナーシップの構築の可能性が広がります。



### うきは市の寄附対象プロジェクト

- ① 屋形古墳群整備&賑わい創出プロジェクト（屋形古墳群の再整備に対して）
- ② うきは市まち・ひと・しごとプロジェクト（地方創生の取組に対して）



● 問合せ 企画財政課企画調整係 ☎73-9152



## 令和2年度スポーツ表彰

※令和2年度の市民運動会での表彰式がコロナ感染症の影響により中止となったため、誌面でお知らせいたします。おめでとうございます。

スポーツ	種目	氏名	団体名	内容
スポーツ 優秀賞	空手	佐藤 弘章	浮羽修武館	第15回全日本障がい者空手道競技大会男子組手第1部-3-4.5・男子形第1部-3-4.5において優勝
	野球	スポーツ協会野球部 ウイングス		第62回福岡県民体育大会軟式野球競技 第3位
スポーツ	種目	団体名		内容
奨励賞	野球	スポーツ協会野球部 ウイングス		第62回福岡県民体育大会軟式野球競技 第3位